

三重県出産・子育て応援ギフト給付システム構築業務委託 仕様書

1 業務名

三重県出産・子育て応援ギフト給付システム構築業務委託

2 業務委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 目的

三重県内の市町では、妊産婦・子育て世帯への伴走型相談支援（妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐための面談・訪問等）の充実を図るため、現金給付による経済的支援を実施している。

本業務は、市町が当該給付を実施するにあたり、対象者の出産・子育てに係る経済的負担の軽減を図り、かつ対象者にとって利便性の高い方法による給付を実現することを目的として、県における広域的なデジタル給付の仕組みを構築するものである。

4 デジタル給付の仕組みについて

市町が妊娠届出時の面談を行った妊婦及び出生届出後の面談を行った子どもの養育者に対し、対象者1人あたり5万円相当のデジタルポイントを付与すること。

付与したデジタルポイントについては、実店舗における商品・サービスの購入（決済）に利用可能なものとする。

(1) デジタルポイントの発行

① 価格設定

1ポイント1円相当とすること。

② 対象者

以下ア及びイの対象者（以下、対象者という。）のうち、本業務による給付を採用する市町に在住の者を対象としてポイント付与を行うこと。

ア 市町が妊娠届出時の面談を実施した妊婦：妊婦1人につき5万ポイント

イ 市町が出生届出後の面談を実施した子どもの養育者：子ども1人につき5万ポイント

なお、三重県内29市町のすべてが本業務による給付を採用した場合、対象者数はア及びイとも最大で各11,000人を想定しているが、採用する市町は今後調整を行うため、現時点では未定とする。

③ 有効期限

対象者へポイント付与した日から1年ないし2年間で想定しているが、詳細は委託者と協議のうえ決定すること。

④ デジタルポイントの付与

市町または県から提供される対象者の氏名、生年月日、住所、電話番号等の情報に基づき、専用のアプリケーションまたはウェブサイト上でデジタルポイントを付与すること。

また、重複給付や給付漏れを防止するため、対象者へのデジタルポイントの付与状況を市町が把握できるようにすること。

(2) デジタルポイントを利用した商品・サービスの購入

① デジタルポイントの利用方法

実店舗において、デジタルポイントを利用して商品・サービスを購入できるものとする。

なお、決済にあたっては二次元コード等を用い、対象者がスマートフォンを用いて店舗側の二次元コード等を読み取る方法（店舗提示型）、対象者のスマートフォンに表示された二次元コード等を店舗側が読み取る方法（対象者提示型）の2種類に対応すること。

② デジタルポイントが利用可能な店舗

本業務により付与されたデジタルポイントが利用可能な店舗（以下、利用可能店舗という。）を、出産・子育てに必要な商品等を取り扱う店舗を中心に設定するとともに、随時店舗の募集を行うこと。

なお、利用可能店舗は原則として三重県内に所在する店舗とすること。

また、運用開始後に利用可能店舗へ参加することも可能な仕組みとすること。参加にあたっては、可能な限り店舗の費用負担が発生しないよう配慮すること。

③ 対象外の商品・サービス

出産や育児に関連する商品・サービスを対象とすることを想定しているが、本業務により付与されたデジタルポイントで購入できない商品・サービス（以下、対象外商品という。）の種類を県と協議のうえ決定し、対象外商品を購入されないよう対策を講じること。

④ その他

ア 対象者本人でない者が、対象者に付与されたデジタルポイントを利用して決済を行うこと（なりすまし）ができないよう対策を講じること。

イ 1回の決済につき、本業務により付与されたデジタルポイントと、他の決済手段（現金、クレジットカード、電子マネー等）を組み合わせることで決済できる仕組みとすること。

- ウ 既存の電子マネー等による決済システム基盤を利用する場合、本業務により付与されるデジタルポイントは既存の電子マネー等と区別できるようにすること。
- エ 本業務により付与されるデジタルポイントを容易に現金化されないよう対策を講じること。
- オ デジタルポイントの給付後に対象者が県外へ転出した場合について、未使用のポイントが使用できるよう対策を講じること。
- カ 対象者及び利用可能店舗向けのマニュアルを作成すること。
- キ スマートフォンを所持していない等の理由によりデジタルポイントによる決済が利用できない対象者について、現金以外による給付を受けられる仕組みを構築すること。

(3) セキュリティ要件

本業務で構築するシステムについて、別紙のセキュリティ要件を満たすものであること。

また、既存の電子マネー等による決済システム基盤を利用する場合は、当該システムも同要件を満たすものであること。

5 委託業務の内容

(1) 管理業務

- ① 受託者は、業務全体の進行管理を行う業務責任者を配置のうえ、事業計画書及び実施体制図を作成し、委託者へ提出すること。
- ② デジタルポイントの運用方法の決定にあたり、必要に応じて適切な助言を行うこと。

(2) デジタルポイントの給付及び決済システム構築業務

上記4に示すとおり、デジタルポイントの給付及び決済システムを業務委託期間内に構築し、令和6年4月1日から運用可能とすること。

なお、仕組み構築後は、年度ごとに運用に係る契約の締結を想定しているため、以下についても対応可能であること。

① システムの運用保守

本業務で構築したシステムの運用保守を行うこと。システムの稼働時間は24時間365日とし、障害が発生した場合はただちに調査のうえ原因特定、復旧作業が実施できる体制を整えること。

② 対象者及び利用可能店舗からの問合せ対応

本業務で構築したシステムに関する対象者及び利用可能店舗からの問合せに対応すること。

- ③ 利用可能店舗の募集及び管理
システムの運用開始後も利用可能店舗の募集及び管理を行うこと。
 - ④ デジタルポイントの精算
利用可能店舗でのポイント利用実績に基づき、月1回以上精算を行うこと。
 - ⑤ デジタルポイントの発行に係る費用負担
デジタルポイントの付与その他運用に係る手数料等の費用は県が負担、付与したデジタルポイントの実費（5万円×対象者数）については給付を実施する市町が負担することを想定しているため、県及び市町とそれぞれ契約を行うこと。
なお、令和6年4月2日以降にデジタルポイントによる給付を採用する市町についても随時、契約を行うこと。
 - ⑥ 定期報告
利用状況について、月1回程度の定期報告を行うこと。
 - ⑦ 出産・子育てに関する行政情報のプッシュ通知
県や市町から対象者へ届けたい出産・子育てに関連する行政情報等を、専用のアプリケーション上で提供できるサービスについて検討すること。
- (3) デジタルポイントによる給付の周知に関する業務
本業務で構築したシステムによる給付について、対象者、利用可能店舗及び市町に対し利用を促すための周知を行うこと。

6 その他

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という。）による不当介入を受けた時は、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより、工期、納期等に遅れが生じる恐れがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が上記(1)イまたはウの義務を怠った時は、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。